

【令和7年度市県民税の主な改正点】

1.子育て世帯などに対する住宅ローン控除の拡充

次のいずれかに該当する方が認定住宅等の新築などをして令和6年中に居住の用に供した場合の借入限度額を下表のとおり上乗せすることとされました。

- ・年齢が40歳未満であって配偶者を有する方
- ・配偶者もしくは本人が40歳以上であり、もう一方が40歳未満である方
- ・年齢が19歳未満の扶養親族を有する方

認定住宅等の新築などをして令和6年中に居住の用に供した場合の借入限度額

| 住宅の区分 | 改正前 | 改正後 |
|----------------|---------|---------|
| 認定長期優良住宅・低炭素住宅 | 4,500万円 | 5,000万円 |
| ZEH水準省エネ住宅 | 3,500万円 | 4,500万円 |
| 省エネ適合住宅 | 3,000万円 | 4,000万円 |

また新築住宅の床面積要件を40平方メートル以上に緩和する措置(合計所得金額1,000万円以下の年分に限る)について、建築確認の期限が令和6年12月31日(改正前:令和5年12月31日)に延長されます。

2.同一生計配偶者の定額減税

次のすべてに当てはまる方は、令和7年度分の個人住民税において1万円の定額減税が行われます。

- ・納税義務者本人の令和6年分の合計所得金額が、1,000万円超1,805万円以下である。
- ・令和7年度個人住民税所得割の納税義務者である。
- ・控除対象配偶者を除く同一生計配偶者の方がいる。

注1 控除対象配偶者を除く同一生計配偶者とは、納税義務者と生計を同一にする配偶者のうち令和6年中の合計所得金額48万円以下の方のことです。

注2 定額減税を受けるためには、年末調整か確定申告で同一生計配偶者を申告する必要があります。